

美世志会6名に対する「懲戒解雇」処分を断固糾弾する緊急声明

8月30日、JR東日本大宮支社は、美世志会の6名に対し「懲戒解雇」処分を発令した。大宮支社は処分理由として「会社施設内において当社社員(当時)に対して行った行為が強要罪にあたるとして、平成19年7月17日、東京地方裁判所において、有罪判決を受けた。この行為は職場秩序を著しく乱し、また、会社の信用を著しく失墜せしめたものであり、社員として不都合であるため」としている。

開いた口がふさがらないとは、このことだ。いつ、どこで誰が職場秩序を著しく乱し、会社の信用を失墜させたというのだ。ふざけるのもいい加減にしろ！

そもそも7.17不当判決は59回にも及ぶ裁判闘争で明らかのように、原告Yの供述に基づき公安警察と検察がストーリーをつくり上げ、当たり前の組合活動を「強要罪」としてデッチ上げた不当判決に他ならない。

公判過程を素直に色メガネなしに観察する姿勢さえ持っていれば、この事件がえん罪であることは、誰の目にも明らかではないか。明らかに国家の意志に明確に異を唱えるJR総連に結集する仲間、労働組合に対する国家的弾圧である。

これを追認したJR東会社の今回の不当処分を、われわれは決して許しはしない。また、この期に乗じて労政を転換し、御用組合化を目論む動きには断固反撃する。

軌を一にして、わが名古屋地本にも同様の攻撃が仕掛けられている。わが名古屋地本役員に対する「窃盗」容疑・「就業制限」(書類送検)という一連の弾圧もまさに同じ質を持った攻撃である。

われわれは、美世志会の仲間の控訴審勝利・完全無罪・職場復帰と名古屋地本役員の職場復帰をあわせて闘い取るために、一層団結を打ち固めJR東海労名古屋地本の総力をあげ最後まで闘い抜くことを明らかにする。

2007年8月30日

JR東海労名古屋地方本部
闘 争 委 員 会